

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

公正証書による贈与の課税時期判定

Q：私の所有する土地と建物を息子に贈与する登記を行ないました。10年前に息子に贈与する旨の公正証書を作成していますので、贈与税は課税されずに済みますでしょうか。

A：書面による贈与の取得時期は、契約効力発生のおきになります。

ただし、単に公正証書を作成していても、贈与財産の管理運用の状況から実質を判断することにご注意ください。

【解説】

贈与による財産の取得の時期は、書面によるものについては契約効力の発生のおきとなります。つまり、書面によって贈与財産を受け取り、自分の財産として認識し、かつ管理運用を行なったおきになります。

そこで、ご質問の場合のように、10年前に贈与する旨の公正証書を作成し、今年になってその土地・建物を贈与登記したとしても、公正証書など書面による贈与については、その契約効力の発生したおきに贈与があったおきになります。

しかし、単に公正証書によって息子に贈与したといっても、その贈与財産の管理運用が贈与する父親が行っていたのであれば、10年前ではなく今年が「取得の時期」となります。

ちなみに、書面によらない贈与については、その履行のおきに贈与があったものとして取り扱われます。

